令和５年（行ウ）第７号　損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告　小畑太作　外６名

被告　山口県知事村岡嗣政

証 拠 申 出 書

２０２６年8月7日

山口地方裁判所　御中

原告ら訴訟代理人　弁護士　内　山　新　吾

同　弁護士　澤　藤　統一郎　代

同　弁護士　石　口　俊　一　代

同　弁護士　加　島　　宏　代

同　弁護士　中　島　光　孝　代

同　弁護士　則　武　　透　代

同　弁護士　田　川　　瞳　代

原告らは、次のとおり、人証の請求をする。

第１　人証の表示

１　〒７５５－００３１　山口県宇部市常盤町一丁目１番１２号

原告本人　小畑太作（約３０分）（陳述書提出予定）

２　〒７５３－００５１　山口市旭通り一丁目１１番６号

一般財団法人山口県遺族連盟内

証人　岩村誠（約６０分・呼び出し）

第２　立証趣旨と必要性

１　原告本人小畑太作について

原告本人小畑は、牧師であり、かねてより、護国神社への公費参拝に疑問を持って、他の原告らとともに、山口県に働きかけをしたり資料入手をしたりしてきた。同じ問題についての全国の状況も調べてきた。また、県知事の参拝等が県民感情に与える影響についても、把握している。

県知事による参拝等が政教分離原則に反することを基礎づける諸事実を立証する。原告本人小畑は、そのために欠かせない人証である。

２　証人岩村誠について

証人は、一般財団法人山口県遺族連盟の会長である。

①　山口県遺族連盟は、国や地方公共団体が財政的に支援したり、特権を与えたりすることを憲法上禁止されている「宗教上の組織・団体」ないし「宗教団体」に該当すること

②　同連盟と山口県護国神社、同神社崇敬奉賛会、英霊に応える会が一体となって、山口県護国神社の春季慰霊大祭に山口県知事が３０年以上にわたり公式参拝するという、事実上の制度的関係を形成してきたこと

以上の点を明らかにする。

被告は、山口県護国神社の春季慰霊大祭への公的参拝・挨拶を、「山口県遺族連盟からの招待を受けての社会的儀礼であるから政教分離原則上も問題なし」と主張しているところ、招待者とされる山口県遺族連盟は、地方公共団体が支援をすること等を禁じられている宗教団体である。山口県遺族連盟会長の尋問は、この点を解明するために不可欠である。

第３　尋問事項

別紙のとおり

（別紙）

尋　問　事　項（小畑太作）

1　職業、経歴など

2　護国神社春季慰霊大祭における県知事の参拝及び挨拶について、問題意識を持つに至った経緯

3　その参拝・挨拶の実情に関して、どのような事実調査をしたか。それによって判明した事実は何か。どのような問題があると判断したか。

4　山口県に対しての申入れとそれへの反応

5　他県の実情を把握したか。どのようなものであったか。

6　県民とくに宗教的少数者と言われる人たちの受けとめ方はどうか。

7　本件住民監査請求をした経緯

8　その他本件に関連する事項

尋　問　事　項（岩村誠）

1　ご自身がインターネットに公開しておられるブログによると、あなたは、２０２５年に山口県遺族連盟の会長に就任され、その挨拶に山口県庁、自衛隊、山口県神社庁、高村衆議院議員事務所等を訪問されましたね。

2　訪問先それぞれについて、訪問した意図・目的を教えてください。

3　証人は日本遺族会の評議員に選任されていますね。そこで、山口県遺族連盟と日本遺族会の組織的、人的関係について述べてください。

4　山口県護国神社の春季慰霊大祭に毎年、山口県護国神社、山口県護国神社崇敬奉賛会、および英霊にこたえる会と四者連名で、山口県知事を招待していますが、名前を連ねている四者はそれぞれどういう団体で、山口県遺族連盟はどういうつながりを持っているのですか。

5　山口県遺族連盟は、山口県護国神社に祀られた戦没者を神として信奉する方々の集まりと言っていいですね。

6　山口県護国神社に祀られた戦没者は、靖国神社にも祭神として祀られているようですが、そうすると山口県遺族連盟の会員は同時に靖国神社の祭神も信奉しておられるのですね。

7　英霊にこたえる会山口県本部の所在は、山口県遺族連盟と同じ「桜会館」にあり、事務局は山口県遺族連盟気付けとされていますが、どういうつながりがあってそうなっているのか、ご説明下さい。

8　山口県遺族連盟とその会長のあなたは、山口県護国神社崇敬奉賛会とどういう関係にありますか。崇敬奉賛会の今の会長は誰ですか。

9　山口県知事が約３０年前から継続的に山口県護国神社の春季慰霊大祭に公式に参拝し、挨拶をするようになったきっかけと意図について、ご存じの事を教えてください。

10　今回問題とされている知事の参拝について、招待者名義が４者連名になっているのは、４者で合意してそうされたのですね。

11　「山口県知事が知事として公式に山口県護国神社に参拝し、そこで挨拶をすることは、他の都道府県県には例がほとんどないから、問題があるのではないか。」という議論や検討を、山口県遺族連盟内部や招待者４者間でされたことは、ありましたか。

12　上記の点について、反対に、山口県側から検討を求められたり、疑問が呈されたりしたことはありませんでしたか。

13　山口県護国神社の春季慰霊大祭への山口県知事の公的参拝と挨拶は、既にほぼ３０年続いてきています。山口県はこれからもこれまで通り、「山口県護国神社春季慰霊大祭」への公的参拝と挨拶は続けると明言していますが、招待側も同じ考えですか。

14　その他関連事項